

消防団の名称・管轄区域

消防団は、昭和22年消防団令の交付に伴い発足し、現在では市内各消防署の管轄区域毎に設置されており、川崎消防団は、本団及び第1分団から第5分団までの5個分団で組織されています。

消防団員は各々職業を持つかたわら、火災、風水害及び地震等の災害発生時に非常勤として出動し、消防の業務に従事しています。

分団別	管 轄 区 域
第1分団	川崎区のうち池田1・2丁目、下並木、南町、小川町 日進町、渡田山王町、京町1丁目、堤根
第2分団	川崎区のうち砂子1・2丁目、新川通、宮前町 宮本町、境町、富士見1・2丁目、堀之内町 東田町、駅前本町、本町1・2丁目 鈴木町、旭町1・2丁目、港町、榎町
第3分団	川崎区のうち小田栄1・2丁目、渡田東町 渡田1・2・3・4丁目、元木1・2丁目 渡田向町、渡田新町1・2・3丁目 貝塚1・2丁目
第4分団	川崎区のうち田島町、鋼管通1丁目、追分町 中島1・2・3丁目、大島上町 大島1・2・3・4・5丁目
第5分団	川崎区のうち浅田1・2・3・4丁目 小田1・2・3・4・5・6・7丁目 京町2・3丁目